附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条中労働安全衛生規則別表第三の改正規定（「建設機械施工技術検定」を「建設機械施工管理技術検定」に改める部分に限る。）及び第四条の規定は、建設業法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百七十四号。附則第三条において「第百七十四号政令」という。）の施行の日（令和三年四月一日。附則第三条において「改正令施行日」という。）から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（業務につくことができる者に関する経過措置）

第三条　この省令による改正後の労働安全衛生規則別表第三の規定の適用については、この省令の施行の日前に建設業法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百七十一号）による改正前の建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の三に規定する建設機械施工技術検定に合格した者及び改正令施行日前に建設業法施行令第三十四条に規定する建設機械施工技術検定に合格した者は、第百七十四号政令による改正後の建設業法施行令第三十四条に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した者とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この省令（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第五十四号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十九条第一項、第三十条第四項及び第五項並びに第三十条の四第三項第一号並びに職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十八条の十七第一項第二号の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十二日

厚生労働大臣　田村　憲久

職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令の一部を改正する省令

（職業能力開発促進法施行規則の一部改正）

第一条　職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第六（第十二条関係） 専門課程の高度職業訓練 一～四　（略）	**別表第六**（第十二条関係） 専門課程の高度職業訓練 一～四　（略）
訓練科 / 訓練系 / 専攻科 / 訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲 / 教科 / 訓練期間及び訓練時間（単位は時間とする。） / 設備 種別 / 設備 名称	訓練科 / 訓練系 / 専攻科 / 訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲 / 教科 / 訓練期間及び訓練時間（単位は時間とする。） / 設備 種別 / 設備 名称
（略）	（略）
十二　物流システム系 / 港湾流通科 / （略） / 一　（略） 二　専攻 1　学科 ①　（略） ②　国際物流論 ③～⑤　（略） ⑥　物流機械管理論 / （略） / （略） / （略）	十二　物流システム系 / 港湾流通科 / （略） / 一　（略） 二　専攻 1　学科 ①　（略） ②　物流論 ③～⑤　（略） ⑥　物流機械工学 / （略） / （略） / （略）